

<クレジット・デリバティブその他これに類する取引>

【関連条項】 第1条

第1条-Q1 クレジット・デリバティブに類する取引を具体的に教えてください。(令和5年3月28日追加)

(A)

クレジット・デリバティブその他これに類する取引としては、例えばトータル・リターン・スワップなどが挙げられます。ただし、その他の取引についても、名目上クレジット・デリバティブか否かに関わらず、実質的にクレジットプロテクションを提供しているか否か検討が必要となります。

~~<デリバティブ取引等におけるRCの額と変動証拠金の相殺要件(決済通貨)>~~

~~【関連条項】 第8条~~

~~第8条-Q3 デリバティブ取引等において、RCの額を現金で授受された変動証拠金の額で相殺するうえで、当該現金がデリバティブ取引等の決済通貨と同一であることが必要とされていますが、「デリバティブ取引等の決済通貨」としてどのような通貨が認められますか。(令和5年3月28日削除)~~

~~(A)~~

~~当面の措置として、デリバティブ取引等に係る契約(マスターアグリーメント、及び付随する担保契約)において規定される決済通貨であれば、いずれを参照しても差し支えないものとしします。~~

<クロス・プロダクト・ネットティング>

【関連条項】 第8条、第9条

第8条-Q5 デリバティブ取引等やレポ形式の取引レポ取引等における取引相手方に対するエクスポージャーの額の算出においては、法的に有効な相対ネットティング契約の効果を勘案することが可能となっていますが、デリバティブ取引等とレポ形式の取引レポ取引等の間などのような異なる商品間でのネットティングを認めるクロス・プロダクト・ネットティングについてその効果を勘案することが可能ですか。(令和5年3月28日修正)

(A)

デリバティブ取引等においては第8条第2項により、またレポ形式の取引レポ取引等については第9条第4項により、ネットティング効果を勘案することができます。これらのネットティング効果は、あくまで、同一の取引相手方との複数のデリバティブ取引間において、あるいは複数のレポ形式の取引レポ取引等の間において認められているものとなります。従って、デリバティブ取引等とレポ形式の取引レポ取引等との間でのネットティング効果は勘案することができません。

<清算機関向けの取引の取扱い>

【関連条項】第 8 条、第 9 条、第 10 条

第 8 条-Q6 清算機関向けの取引を行っている場合、エクスポージャーの額の算出はどのように行いますか。(令和 5 年 3 月 28 日修正)

(A)

清算機関向けの取引は、(1)金融機関自らの計算において行う取引と(2)間接清算参加者が清算機関を用いるために直接清算参加者である金融機関が取引に関与する場合の 2 つに大別されます。

(1)の場合には、取引の相手方としての清算機関の信用リスクを金融機関自らが負っていることから、清算機関向け以外の取引と同様にデリバティブ取引等に該当する場合には第 8 条、レポ形式の取引レポ取引等に該当する場合には第 9 条に基づいてエクスポージャーの額を算出する必要があります。

(2)の場合には、取引の一方相手方である清算機関や他方相手方である間接清算参加者の信用リスクを金融機関が負っているか否かで、エクスポージャーの額としての算出の要否を判断する必要があります。単に取引の取次ぎを行うだけであり、取引の一方当事者の債務を銀行が保証することもなく、実質的に信用リスクを負っていない場合には、第 8 条又は第 9 条に基づきエクスポージャーの額を算出することを要しません。

他方で、銀行が実質的に信用リスクを負っている場合はエクスポージャーの額を算出する必要があります。取引の一方当事者の債務を銀行が保証している場合には、第 10 条第 2 項第 4 号に基づいてエクスポージャーの額を算出することとなります。このときエクスポージャーの額の計算方法は、保証する取引の内容がデリバティブ取引等に該当する場合は第 8 条に則り、レポ形式の取引レポ取引等に該当する場合は第 9 条に則ることとなります。また保証ではないものの、銀行自身が間接清算参加者と清算機関の間に入り、取引の主体となることで一方当事者に対して信用リスクを負っている場合も、(1)と同様に清算機関向け及び間接清算参加者向けのエクスポージャーの額を算出する必要があります。

<クレジット・デリバティブ等にかかる直接清算参加者の取扱い>

【関連条項】第 8 条

第 8 条-Q7 直接清算参加者としてクレジット・デリバティブ等を間接清算参加者及び中央清算機関双方と取引を行う場合の中央清算機関向けエクスポージャーの取扱いを教えてください。(令和 5 年 3 月 28 日追加)

(A)

直接清算参加者としてクレジット・デリバティブ等を間接清算参加者及び中央清算機関双方と取引を行う場合は、第 8 条第 1 項第 3 号の合計額を算出するに当たり、同条第 3 項第 2 号イただし書又は同条第 6 項第 2 号イただし書の規定に準じて、適格中央清算機関の

債務履行を保証していない場合にはエクスポージャーを算出しなくても差し支えありません。

なお、当該規定に準じて適格中央清算機関へのエクスポージャーを算出しないこととした場合は、当該算出しないこととした適格中央清算機関へのエクスポージャーの対となる間接清算参加者とのクレジットプロテクションは、同条第9項にて同条第1項第3号の想定元本の額から控除することができる想定元本の額に含めることは出来ません。

<トランチされた商品に対するクレジットプロテクションの参照債務の優先順位>

【関連条項】第8条第9項

第8条-Q8 トランチされた商品に対するクレジットプロテクションの参照債務の優先順位について教えてください。(令和5年3月28日追加)

(A)

トランチされた商品に対するクレジットプロテクションの参照債務は、同程度の優先順位である必要があります。

<レポ形式の取引レポ取引等の計算方法>

【関連条項】第9条

第9条-Q1 ~~レポ形式の取引~~レポ取引等のエクスポージャーの計算方法について具体例を用いて示してください。(令和5年3月28日修正)

(A)

レポ取引等に関する額は、~~レポ形式の取引~~レポ取引等における現金の受取債権の額(第9条第1項第1号)と取引相手方に対するエクスポージャーの額(第9条第1項第2号)の合計額により算定されます。

(1) 有価証券を差し出して現金を調達するレポ形式の取引(売現先/レポ取引)

例えば、日本国債(時価110)を担保に現金100を調達する取引の場合、現金の支払債務は計上されますが現金の受取債権はバランスシートに計上されない為、現金の受取債権の額は0になります。一方、取引相手方に対するエクスポージャーの額は、相手方に提供している日本国債の時価110から相手方より受領している現金100を控除し10と計算されます(第9条第3項)。従って、両者の合計の10が当該取引によるレポ取引等に関する額に算入されます。

ここで、受領した現金100や、担保として差し出した日本国債(時価110)が引き続きバランスシートに計上されている場合には、これらはオン・バランス資産の額として認識されることになります。

(2) 有価証券を受け入れて現金を運用するレポ形式の取引（買現先/リバースレポ取引）

例えば、日本国債（時価 110）を担保に現金 100 を運用する取引の場合は、現金の受取債権 100 がバランスシートに計上される為、現金の受取債権の額は 100（但し、マージンコール等により受取債権の額が取引日以降に調整される場合は、調整後の受取債権の金額）となります。一方、取引相手方に対するエクスポージャーの額は、相手方に提供している現金 100 から相手方より受領している日本国債の時価 110 を控除した額 0 を下回ることから、取引相手方に対するエクスポージャーの額 0 となります（第 9 条第 3 項）。従って、両者の合計の 100 が当該取引によるレポ取引等に関する額に算入されます。

ここで、受領した有価証券は、通常はバランスシートには計上されませんが、仮に会計上、資産として認識されている場合は、オン・バランス資産の額から控除されず（第 7 条第 3 号）。

なお、元々バランスシートに計上されていない有価証券を使用してレポ取引を行う場合は、引き続きオン・バランス資産の額には含まれませんが、取引相手方に対するエクスポージャーの額には（エクスポージャー額が正の場合は）含まれる点には留意が必要です。

<エージェント・レポ取引の取扱い>

【関連条項】 第 9 条、第 10 条

第 9 条-Q2 自金融機関が顧客の代理人として、顧客の取引相手方との間に介在してレポ形式の取引レポ取引等を行った場合（いわゆる、エージェント・レポ）、エクスポージャーの額の算出はどのように行いますか。（令和 5 年 3 月 28 日修正）

(A)

実質的に自金融機関が信用リスクを負っているか否かでエクスポージャーの額の算出要否を判断することとなります。顧客の代理人として取引に介在するものの、顧客あるいはその取引相手方に対して保証その他の損失補填を約しておらず、実質的に信用リスクを負っていない場合は、エクスポージャーの額を算出する必要はありません。

一方、顧客あるいはその取引相手方に対して、他方当事者に対するエクスポージャーを保証（あるいは損失補填）するような契約を結んでいる場合は、第 9 条第 3 項又は第 4 項に則ってエクスポージャーの額を算出し、第 10 条第 2 項第 4 号のエクスポージャーとして計上する必要があります。

<レポ取引等がフェイルした場合の取扱い>

【関連条項】 第 9 条

第 9 条-Q3 レポ取引等がフェイルした場合の取扱いを教えてください。（令和 5 年 3 月

28 日追加)

(A)

レポ取引等がフェイルした場合にあっても、会計基準に従い、その取引はレポ取引等として第 9 条に沿って計算してください。